

住まいの防犯アドバイザー

平成 26 年度養成講習会の受講者募集について

主催：埼玉県住まいづくり協議会
後援：埼玉県

住まいの防犯アドバイザーとは

- 住まいの防犯アドバイザーは、県民が安全で安心して暮らせることを目指し、防犯に配慮した住宅を普及させるため、社会的な意義の高い仕事を行います。
- 登録情報を見た県民からの依頼を受けて、現地に赴き、県が作成した住宅防犯診断基準に基づいた防犯診断を行い、防犯性向上のためのアドバイスを行います。

1. 募集期間 平成 26 年 12 月 12 日（金）～平成 27 年 1 月 30 日（金）（必着） ※ 定員に達し次第締め切ります。

2. 開催日時 平成 27 年 2 月 16 日（月） 13：50～16：30（13：20 受付開始）

3. 会場 J A 全農さいたま高砂ビル 301・302 会議室（定員 87 名）
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-8-1 TEL048-829-3277

4. 講義内容 『県内の住宅侵入犯発生状況』
『埼玉県住宅診断基準の解説』
『防犯アドバイザーの実務』
『防犯の家認証事業について』

【講師】
●埼玉県警察本部
●株式会社マヌ都市建築研究所
他
※講義内容は予定です。

住まいの防犯アドバイザー養成講習会受講申込書

埼玉県住まいづくり協議会 行 平成 年 月 日
(FAX 048-830-0034)

住まいの防犯アドバイザー養成講習会を受講したいので、下記のとおり申し込みます。

フリガナ 氏名	生年月日	T・S・H	年	月	日
			性	別	男
連絡先	住所 〒 _____ _____市・町・村 _____	資格	<input type="checkbox"/> 建築士（1級・2級）		
			<input type="checkbox"/> 宅地建物取引主任者		
			<input type="checkbox"/> 防犯設備士		
			<input type="checkbox"/> マンション管理士		
		<input type="checkbox"/> 建築設備士			
		<input type="checkbox"/> 建築施工管理技士（1級・2級）			
		<input type="checkbox"/> 電気工事施工管理技士（1級・2級）			
		<input type="checkbox"/> 管工事施工管理技士（1級・2級）			
		<input type="checkbox"/> 電気工事士（1種・2種）			

今回の講習会をどのようにして知りましたか？ チラシ、 インターネット、 知人・上司等、 その他

※必要事項を記入または□にチェックをしてください。

※ご記入いただきました住所、氏名、電話番号等の個人情報は、受講申込、受付連絡にのみ使用させていただきます。

5. 受講料

3,000 円（当日、会場でお支払いください。）

※スムーズな受付のため、なるべくお釣りの出ないように御協力ください。

6. 受講資格

※県内在住若しくは在勤の方に限ります。

- 次のいずれかの資格を持っている者
 - (1) 建築士法第 5 条の規定による免許の登録を受けた建築士
 - (2) 宅地建物取引業法第 18 条第 1 項の規定による登録を受けた宅地建物取引主任者
 - (3) 社団法人日本防犯設備協会が登録した防犯設備士
 - (4) 財団法人マンション管理センターが登録したマンション管理士
 - (5) 社団法人建築設備技術者協会が登録した建築設備士
 - (6) 建設業法第 27 条に定める各々の技術検定に合格した建築・電気・管の各施工管理技士
 - (7) 電気工事士法に定める第 1・2 種電気工事士

7. 申込方法

「郵送」又は「FAX」によりお申し込みください。

8. 申込宛先、お問い合わせ先

- 埼玉県住まいづくり協議会事務局
埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ内
〒 330-0853 さいたま市大宮区錦町 630
TEL 048-830-0033 FAX 048-830-0034

9. 登録

- 住まいの防犯アドバイザー登録については、協議会名の登録証が発行されます。
- 防犯アドバイザーの登録をすると、登録情報を埼玉県や協議会のHPに掲載、県や市町村の窓口で閲覧するなど、県民に広く提供いたします。
- 登録をするためには、養成講習会の際にお渡りする登録証交付申請書等に必要事項を記入していただき、協議会事務局に郵送していただきます。
- 登録料は、以下のとおりです。
 - ・協議会の一般会員に所属する方・・・10,000 円
 - ・協議会の団体会員の構成員及び当該構成員に所属する方・・・15,000 円
 - ・その他の方・・・30,000 円
- 登録証の有効期間は 4 年間となっており、更新講習終了後、申請により更新します。
- 詳細については、埼玉県住まいづくり協議会のHPをご参照ください。 <http://www.sahn.jp>

<登録までの流れ>

